

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年1月28日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 河北総合支所、雄勝総合支所、河南総合支所、桃生総合支所、北上総合支所及び牡鹿総合支所
(地域振興課、市民生活課、保健福祉課及び所管の行政機関)
- 2 監査期間 令和2年10月5日から令和3年1月28日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(令和2年8月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。

指 摘 事 項

1 平成29年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
河北総合支所 地域振興課	契約事務	<p>次の業務及び工事の契約書（請書）に仕様書が編てつされていなかった。改ざん防止の観点から、契約書（請書）と仕様書は一体のものとして編てつすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林道除草業務 ・中道地区処理施設維持管理業務 ・中道地区1号ポンプほか22施設保守点検業務 ・自家用電気工作物の保安管理業務 ・飯野川バス待合所等管理業務 ・元年災大吉野ため池擁壁復旧工事 ・二子排水機場保守点検維持管理業務
	基本的事項	<p>庁用自動車運転日誌において、運転者及び課長（管理者）の押印漏れが見受けられたので、庁用自動車管理規程に基づき、適正に処理すること。</p>

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
河北総合支所 地域振興課	収入事務	<p>河北総合支所庁舎に設置を許可した自動販売機に係る電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から7月分までの自動販売機4台分の合計であるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <p>誤徴収額 41,262 円 正徴収額 39,179 円 過大徴収額 2,083 円</p> <p>※) 上記は、燃料費調整額の未算定及び端数の切上げ処理によるものである。</p>
	団体管理事務	<p>石巻市河北河川愛護会に係る支払事務のため、預金を払い戻し、現金を19日間課内で保管していた。紛失、盗難等の事故防止の観点から、速やかに処理すること。</p>

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
河北総合支所 市民生活課	基本的事項	<p>郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <p>郵便発送簿の残高 1,866 円 郵便切手の残高 1,986 円 差額 120 円（現物過多）</p>
雄勝総合支所 地域振興課	支出事務 基本的事項 団体管理事務	<p>住民バス及び乗合タクシー運行費補助金の交付申請事務及び交付決定事務において、次のとおり不適正な事務処理が見られた。今後、同様の事例が生じることがないように適正に事務処理をすること。</p> <p>(1) 申請者側と被申請者側の保存書類の不一致 申請者（雄勝地区住民バス運行協議会）が申請起案に添付する補助金交付申請書の記載額（21,671,300 円）と市が申請者から提出を受けた補助金交付申請書の記載額（22,767,000 円）が一致しない。</p> <p>(2) 補助金等の交付申請に対する決定伺の訂正 補助金の交付決定伺の補助金等交付申請額欄の印字「21,671,300 円」が横線で抹消され、担当者が訂正印を押印し、その上部に「22,767,000 円」と手書きしている。この訂正が決裁の前後いずれになされたか不明だが、このような処理が許されるのであれば、担当者の一存で補助金等の額を決裁後に増減することが可能になる。</p>
雄勝総合支所 市民生活課	基本的事項	<p>郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <p>郵便発送簿の残高 683 円 郵便切手の残高 733 円 差額 50 円（現物過多）</p>
河南総合支所 保健福祉課	基本的事項 指定管理事務	<p>石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第4項は、市長は、指定管理者の候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知する旨規定する。</p> <p>令和3年度から令和7年度までの指定管理者の選定に係る事務処理が文書で行われ、当該文書には、条例が規定する通知を発出した旨の記載があるが、担当課にその記載の真偽について確認したところ、候補者の選定の通知を要</p>

対象部局	不適正事項	
	項目	内容
		<p>することを承知しながら、当該通知を発出していないことが分かった。</p> <p>これは、条例が規定する手続を蔑ろにし、また、文書に不実の記載をしたものであり、著しく不適当である。</p>
桃生総合支所 保健福祉課	収入事務	<p>桃生高齢者コミュニティセンター利用者負担金について、訪問看護ステーションの電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過小に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から9月分までであるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <p>誤徴収額 52,765 円 正徴収額 53,523 円 過小徴収額 758 円</p> <p>※) 上記は、基本料金・燃料費調整額の単価誤り、電力量料金の段階誤り及び再エネ発電賦課金の未算定によるものである。</p>
	契約事務	<p>社会福祉事業（第2種）である放課後児童健全育成事業の役務の提供は、消費税法第6条及び別表第1第7号ロに該当し、非課税である。</p> <p>しかし、同事業委託契約書第5条第1項は、「この委託業務の委託料は、別紙2の内訳書に基づき年額12,133,574円（消費税及び地方消費税1,103,052円を含む。）とする」と規定し、また、当該契約に係る一連の関係書類においても、同事業が課税対象であるとの誤解を与える記載となっており、著しく不適正である。</p>